仙台市ガス供給約款

仙台市ガス局

目　　次

第１章　総則　（第１条～第４条）
第２章　使用の申込み及び契約　（第５条～第10条）
第３章　工事及び検査　（第11条～第24条）
第４章　検針及び使用量の算定　（第25条～第28条）
第５章　料金等　（第29条～第37条）
第６章　供給　（第38条～第42条）
第７章　保安　（第43条～第46条）
第８章　雑則　（第47条～第48条）
附　　則

第１章　総　　則

（目　的）
第１条　この供給約款は、本市が行うガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する一般ガス事業のガスの供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給区域）
第２条　本市のガスの供給区域は、別表第１に定める区域とする。

（供給約款の認可及び変更）
第３条　本市は、法第17条第１項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて、この供給約款を定める。
２　本市は、法第17条第１項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて、この供給約款を変更することがある。又は、法第17条第３項又は第６項の規定に基づき、この供給約款を変更して、東北経済産業局長に届け出ることがある。これらの場合において、料金、その他の供給条件は、変更後のこの供給約款による。

（定　義）
第４条　この供給約款において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）熱量　温度零度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス１立方メートルの総熱量をいう。
（２）標準熱量　使用者に供給するガスについて、法及びこれに基づく命令（以下「法令」という。）で規定する方法によって測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値をいう。
（３）最低熱量　使用者に供給するガスの熱量の最低値をいう。
（４）圧力　ガス栓の出口におけるガスの静圧力をゲージ圧力で表示したものをいう。
（５）最高圧力　使用者に供給するガスの圧力の最高値をいう。
（６）最低圧力　使用者に供給するガスの圧力の最低値をいう。
（７）供給施設　導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓をいう。
（８）本支管　導管のうち、原則として公道（道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいう。）に並行して公道に埋設するものをいい、付属するバルブ及び水取り器等を含む。
　なお、次のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来本市が当該設備の変更や修繕を行うことに関し、あらかじめ当該場所に係る土地の所有者の承諾を得られる場合に限り、本支管として取り扱う。
　①　不特定多数の人及び原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）第４条第２項に定める普通自動車の通行が可能であること。
　②　建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める基準相当を満たすものであること。
　③　工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
　④　本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
　⑤　その他、本市が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。
（９）供給管　導管のうち、本支管から分岐して使用者が占有し、又は所有する土地と道路との境界線に至るまでのものをいう。
（10）内管　導管のうち、前号に規定する境界線からガス栓までのものをいう。
（11）昇圧供給装置　ガスを昇圧して供給するもので、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものをいう。
（12）ガスメーター　料金算定の基礎となるガス使用量を計量する機能を持った計量器をいい、これに

装着された装置のうち漏えい検知器を含む。
(13) マイコンメーター　マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏洩、使用量の急増や長時間使用時など、記憶させた条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいう。
(14) 使用状況の変更　ガス栓の増減、内管及びガスメーターの位置替え等の供給施設の変更をいう。
(15) ガス工作物　ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業の用に供するものをいう。
(16) 消費機器　ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。）をいう。
(17) 消費税等相当額　消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
(18) 検針　ガスの使用量（以下「使用量」という。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読みとることをいう。
(19) 検針日　次の日をいう。
ア　第 25 条第１項及び第２項第１号から第５号までの規定に基づき検針を行った日
イ　第 27 条第２項の規定により使用量を算定した日
ウ　第 27 条第５項の規定により使用量を算定した場合は、検針すべきであった日
(20) 定例検針　第 25 条第１項に定める検針をいう。
(21) 定例検針日　検針日のうち定例検針を行った日をいう。
(22) 料金算定期間　検針日の翌日から次の検針日までの期間をいう。ただし、新たにガスの使用を開始した場合又は第 41 条の規定によりガスの供給を再開した場合は、その開始した日又は再開した日から次の検針日までの期間とし、第 40 条第１項の規定によりガスの供給を停止した日に第 41 条の規定によりガスの供給を再開した場合は、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間とする。
(23) 消費税率　消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいう。なお、この供給約款においては８％とする。
(24) 休日　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日、１月２日、同月３日、12 月 29 日から同月 31 日をいう。

第２章　使用の申込み及び契約

（使用の申込み等）
第５条　ガスを新たに使用しようとする者、又はガスの使用状況を変更しようとする者（第 12 条第１項ただし書きにより本市が承諾した工事人（以下「承諾工事人」という。）に申し込む者を除く。）は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、本市に申し込まなければならない。
２　前項の申込みをする場合において、本市が必要と認めたときは、本市所定の申込書を使用するものとする。
３　本市は、第１項において、建築業者、宅地造成業者、都市基盤整備公団、住宅供給公社等（以下「建築業者等」という。）が申込みをした場合には、その建築業者等を使用者とみなすものとする。
４　本市は、第１項の申込みの際における消費機器の１時間当たりの標準ガス消費量及び将来のガスの使用予定を考慮し、ガスメーターの能力（ガスメーターの１時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。）を決定する。
５　前項のガスメーターの能力は、原則として、当該ガスの使用申込みの時に使用者が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始時において、第１項に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限る。）が同時に使用されたときの１時間当たりの標準ガス消費量を通過させることができる適正なガスメーターの能力とする。
なお、家庭用の場合には、次の消費機器は算出する場合の消費機器から除くものとする。
（１）オーブン、卓上コンロ等でガス消費量あるいは使用頻度が少ないもの
（２）暖房器具又は温水器具等がそれぞれ２個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと認められた個数の器具（器具が大型のものと小型のものとあるときは、小型のものとする。）
また、家庭用以外にガスを使用する場合は、その使用状況に応じ、使用者と協議のうえ適正なガスメーターの能力を決定することができる。
（契約の成立及び変更）
第６条　ガスの供給及び使用に関する契約（以下「契約」という。）は、前条第１項の申込みを本市が承諾したときに成立する。契約を変更しようとするときも同様とする。
２　使用者が希望するとき、又は本市が必要とするときは、ガスの需給に関し、必要な事項について契約書を作成することができる。この場合において、契約は、第１項の規定にかかわらず契約書において定める契約成立の日に成立したものとする。

（承諾の義務）

第７条　本市は、第５条第１項に規定する申込みを受けた場合は、次項又は第３項に規定する場合を除き、これを承諾する。
２　本市は、次にかかげる本市の責めによらない事由によりガスの供給が不可能な場合には、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。
　この場合、遅滞なくその理由を申込者に通知するものとする（次項において同じ）。
（１）ガス工作物を設置すべき土地、道路又は河川が、法律、命令、条例又は規則により、ガス工作物に関する当該工事が制限又は禁止されている場合
（２）災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
（３）海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
（４）ガスの使用申込みに係る場所が特異地形等であって、ガスの供給が技術的に困難である場合又は保安の維持が困難と認められる場合
（５）その他、物理的若しくは人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合
３　本市は、申込者が本市との他の契約（既に消滅しているものを含む。）の料金を第２９条第３項に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

（名義の変更）
第８条　ガスを新たに使用しようとする者のうち、ガスの使用に関する前使用者の権利及び義務を承継する者は、その旨を明らかにして使用者の名義の変更を本市に届け出なければならない。

（解　約）
第９条　使用者がガスの使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を本市に通知しなければならない。
２　前項の廃止の期日をもって契約消滅（以下「解約」という。）の期日とする。ただし、特別の理由なくして本市がその通知を廃止の期日後に受けた場合は、その通知を受けた日をもって解約の期日とする。
３　使用者が本市に通知することなく明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合は、本市がガスの供給を終了させるための措置（ガスメーターコックの閉栓、ガスメーターの取外し、その他ガスの供給を遮断することをいう。）を行った日に解約があったものとみなす。
４　本市は、第７条第２項に規定する理由に該当することとなったため、ガスの供給の継続が困難な場合は、文書によって解約することができる。
５　本市は、第 40 条第１項の規定に基づきガスの供給を停止された使用者が、本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合は、文書によって解約することができる。

（解約後の関係）
第 10 条　使用者の契約期間中の料金、その他の債権及び債務は、前条の規定による解約後も消滅しない。
２　本市は、前条の規定による解約後、本市が必要があると認める場合は、本市所有の既設の供給施設の全部又は一部をその供給施設の設置場所の占有者又は所有者の承諾を得て、その場所に引き続き存置することができる。

第３章　工事及び検査

（工事の設計見積等）
第 11 条　本市は、第５条第１項の申込みに伴い、内管及びガス栓の工事を必要とするときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を通知し、使用者と協議のうえ、工事予定日を決定する。
２　本市は、第５条第１項の申込みに伴い本支管若しくは整圧器の新設工事又は本支管を入替え若しくは整圧器を取り替える工事（以下「入取替工事」という。）を必要とする場合において、第１９条第２項から第６項までの規定により使用者から工事負担金を徴収するときは、遅滞なく工事の設計及び見積りを行い、工事負担金の明細を使用者に通知する。

（工事の施工）
第 12 条　供給施設に関する工事は、本市が施工する。ただし、下記（１）に定める工事については、使用者は承諾工事人に申込み、施工させることができる。この場合、工事費その他の条件は使用者と承諾工事人との間で定めるものとし、その工事に関して補修が必要となったとき、使用者が損害を受けられたとき等には、使用者と承諾工事人との間で協議のうえ解決することとし、本市はこれに関与しない。
（１）低圧でガスの供給を受けており、使用最大流量が 16 立方メートル毎時以下のマイコンメーターが

既に設置されている一般建物（法に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいう。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事とする。

① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
② フレキ管を配管してガス栓あるいは配管の位置を替える工事
③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
⑤ ガス栓のみを取り替える工事
⑥ ①～⑤の工事に伴う配管の撤去工事

2　本市は、本市がその工事を施工した内管及びガス栓を引き渡すにあたっては、あらかじめ内管の気密試験を行うものとする。

承諾工事人がその工事を施工した内管及びガス栓を使用者に引き渡すにあたっては、あらかじめ、承諾工事人に内管の気密試験を行わせる。なお、本市が必要と認めた場合、本市が内管の気密試験を行うことがある。

3　承諾工事人が施工した工事に保安上の瑕疵がある場合、補修が完了するまで本市は当該施設の使用を断ることがある。

（ガスメーターの設置等）

第 13 条　本市は、１需要場所につきガスメーター１個を設置する。この場合、１構内をなすものは１構内を、また、１建物をなすものは１建物を１需要場所とするが、下記の場合には、原則として次によって取扱う。ただし、本市は、使用者の申込みがあり、かつ、本市が特別の事情があると判断したときには、２個以上のガスメーターを設置することができる。

（１）アパート等の集団住宅

各１戸が独立した住居と認められる場合で本市が認めたときは、各１戸を１需要場所とする。

この場合において、独立した住居と認められる場合とは、次のすべての条件に該当する場合をいう。

① 各戸が独立的に区画されていること。
② 各戸の配管設備が相互に分離して施設されていること。
③ 各戸が炊事のための設備等住居に必要な機能を有すること。

（２）店舗、官公庁、工場等

１構内又は１建物に２以上の会計主体の異なる部分がある場合で本市が認めたときは、各部分を１需要場所とする。

（３）施設付住宅

１建物にアパート等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合は、住宅部分については（１）により、非住宅部分については（２）により取り扱う。

2　本市は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な場所にガスメーターを設置する。

3　本市は、第４条第９号に規定する境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用することができる。この場合において、その場所が借地又は借家に係るときは、使用者は、あらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておかなければならない。

（標　識）

第 14 条　本市は、使用者の門口に使用者である旨の標識を掲げる。

（内管等の費用の負担）

第 15 条　内管及びガス栓は、売渡しとする。ただし、内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、その旨の表示を付すことがある。この場合において、使用者は、本市の承諾なしに使用することはできない。（第３項、第４項及び第 16 条において同じ。）

2　本市は、内管及びガス栓の工事に要する費用を使用者から徴収する。

内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を行う建物の種類に応じて、下記（１）に定める方法により算定した見積単価（ただし、下記（２）にかかげる工事を除く。）に、延長や個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要となる付帯工事費、夜間工事費、休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものとする。

（１）内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費・労務費・運搬費・設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、１ｍ当り、１個当り又は１箇所当り等で表示する。

なお、見積単価を記載した見積単価表は、本市ガス局の掲示場に掲示する。

① 材料費

材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手、その他の材料のそれぞれの数量にそれぞれの材料単価を乗じて算出する。

② 労務費
労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出する。
③ 運搬費
運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出する。
④ 設計監督費
設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出する。
⑤ 諸経費
諸経費は、現場経費、間接業務従事者人件費及び間接経費の合計額に基づき算出する。

（２）次にかかげる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものとする。
① 溶接配管等の特殊な工法を用いて施工する工事
② 特別な設備の組込を必要とする場合又は特別な建築物等で施工する工事
③ 本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する工事

3 使用者のために設置されるガス遮断装置は、売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

4 使用者の申込みによりその使用者のために設置される整圧器は、売渡しとし、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

（昇圧供給装置の費用の負担）

第 16 条 使用者の申込みにより設置される昇圧供給装置は、原則として売渡しとし、本市は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

（ガスメーターの費用の負担）

第 17 条 ガスメーターは、原則として、本市所有のものを設置し、これに要する工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、使用者が負担する。ただし、使用者の申込みによらないで本市がガスメーターの位置替えを行った場合は、これに要する工事費は、本市が負担する。

（供給管の費用の負担）

第 18 条 供給管は、本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担する。ただし、使用者の申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、使用者の負担とする。

（本支管等の費用の負担）

第 19 条 本支管及び整圧器（第 15 条第４項に規定する整圧器を除く。以下同じ。）は、本市の所有とする。

2 本市は、使用者の申込みに伴う本支管及び整圧器の工事について、次の各号に定めるところにより算定した工事費の金額が別表第２に定める本市の負担額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた額を工事負担金として使用者から徴収する。

（１）本支管の延長工事を行う場合は、使用者の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第３に掲げる本支管及び整圧器のうち、使用者の予定使用量の供給に必要最小限の口径のものとする。）の設置に要する工事費の金額

（２）入取替工事を行う場合は、その工事に要する工事費から入取替時における既設本支管及び既設整圧器と同等のものの材料の価額（すべての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を除いた額をいう。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いた額をいう。）を差し引いた金額

（３）本支管の延長工事が入取替工事を伴う場合は、第１号に規定する金額と前号に規定する金額を合計した金額

3 本市は、２以上の使用者から同時に申込みがあった場合で、１の工事（同時に使用の申込みを行った使用者の全数について、本市が一括して同一設計書で処理する工事をいう。）として設計見積りをし、工事を施工することができるときは、使用者と協議のうえ、１の工事として前項の規定を適用することができる。

この場合、本市が同時に設計見積りを行った工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）の金額が、当該２以上の使用者の全数につき別表第２に定める本市負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とし、それぞれの使用者ごとに算定する。

4 本市は、２以上の使用者から共同して申込みがあった場合は、その申込みを１の申込みとして第２項の規定を適用することができる。この場合において、工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）

の金額が、当該２以上の使用者の全数につき別表第２に定める本市負担額を合計した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金とし、それぞれの使用者ごとの算定は行わない（第５項、第６項において同じ）。

５　本市は、建築業者等が２以上のガスの使用予定者のために申込みを行う場合は、２以上の使用者から共同して申込みがあったものとして取り扱うものとする。この場合において、工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）の金額が、使用予定者の数に別表第２に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えた金額を工事負担金とする。

６　本市は、宅地分譲地に係るガスの使用の申込みがあった場合は、次により工事負担金を算定する。

（１）申込みに係る使用予定者数に対するガスの供給に必要な工事費（消費税等相当額を除いた額をいう。）の金額が、３年経過後に予想されるガスの使用予定者数に別表第２に定める本市負担額を乗じて算定した額を超えるときは、その超えた金額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金とする。この場合において、３年経過後のガスの使用予定者数は、原則として、使用予定者数の 50 パーセントを超えるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、30 パーセント以上とすることができる。

（２）「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等により、ガスの使用申込みを受け、かつ、３年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいう。ただし、既築の建物が区画数の 50 パーセント以上の場合を除くものとする。

（３）住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築業者等によりガスの使用申込みを受けた時に３年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、使用者と協議のうえ、工事負担金を決定することがある。

（工事材料の提供）

第 20 条　本市は、使用者が工事材料を提供する場合（次項に規定する場合を除く。）は、検査を行い、それを用いることがある。この場合において、その材料を工事費算定の基礎となる単価で見積り、その金額を材料費から控除して工事費を算定する。又、本市は、提供された工事材料の検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

２　本市は、本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合は、検査を行い、それを用いることがある。この場合において、その工事材料を控除して工事費を算定する。又、別に定める検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

３　前項に規定する工事材料とは、次の各号のすべての条件に該当するものに限る。これを用いる場合においては、使用者は、あらかじめ本市と別途契約を締結するものとする。

（１）法令及び本市の定める材料、設計及び施工基準に適合するものであること。

（２）本市が指定する講習を終了した者により、本市が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること。

（修繕費）

第 21 条　供給施設の修繕費（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）は、原則として、その供給施設の所有者の負担とする。

（工事契約の解約又は変更に伴う費用の負担等）

第 22 条　本市は、工事着手後、使用者の都合により供給開始に至らず契約が解約又は変更となった場合は、原則として、既に要した費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。）を使用者から徴収する。

２　前項に規定する場合において、本市が損害を受けたときは、原則として、本市はその損害の賠償を使用者に請求する。

（工事費等の徴収及び精算）

第 23 条　本市は、第 15 条第２項から第４項まで、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定により算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあっては引渡日をいう。）の前日までに全額徴収する。

２　本市は、第 19 条第２項から第６項までの規定により算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（申込者がガスの引用可能な状態になる日をいう。）の前日までに全額徴収する。

３　本市は、次の各号に該当する場合は、着手金を工事着手前に徴収し、使用者が負担する第１５条第２項から第 20 条の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」という。）を、その工事完成日までに２回以上に分割して徴収することができる。

（１）長期にわたる工事（工事着手予定日から工事完成予定日までが、原則として６ヵ月を超える工事をいう。）

（２）その他、本市が特に必要と認めた工事

４　本市は、増設工事等で小規模な工事（工事費等が、３万円以下の工事をいう。）については、債権保

全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費等を使用者からの申し出があれば、工事完成日以降に徴収することがある。
5　本市は、使用者所有の既設内管を、その使用者からの申込みに基づき、保安上の理由により取り替える工事については、債権保全上必要と認める場合その他の特段の事情がある場合を除き、工事費の全部又は一部を、使用者からの申し出があれば、工事完成日以降に一括して、又は二回以上に分割して徴収することがある。
6　本市は、前各号の規定にかかわらず、債権保全上必要と認めた場合は、工事着手前に工事費等を全額徴収する。
7　本市は、使用者からの工事の申込みを受けるにあたり、工事着手前に工事費等の納入方法等について、別途契約書を取り交わすことができる。
8　本市は、工事費等を受領した後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完成日以降、遅滞なく、精算する。
（1）当初の設計により着工した後で、使用者の申し出による導管の延長、口径、材質、その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の施工条件に変更のあったとき。
（2）当初の設計時の予知することができない地下埋設物・掘削規制等工事の施工条件に係る変更があったとき。
（3）工事に要する材料の価額（材料の価額に消費税等相当額を加えた額をいう。）又は労務費に著しい変動があったとき。
（4）その他工事費（所要工事費に消費税等相当額を加えた額をいう。）に著しい差異が生じたとき。

（供給施設等の検査）
第 24 条　使用者は、本市にガスメーターの計量検査を請求することができる。この場合、本市は検査に要する費用（所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。次項において同じ。）を使用者から徴収する。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が、計量法（平成４年法律第 51 号）に定める使用公差を超えている場合は検査に要する費用を徴収しない。
2　使用者は、本市に内管、昇圧供給装置、ガス栓、料金の算定の基礎とならないガスメーター及び消費機器等の検査を要求することができる。この場合において、本市は検査に要する費用を使用者から徴収する。
3　本市は、前二項の規定により検査を行った場合は、その結果を速やかに使用者に通知する。
4　使用者は、第１項又は第２項の規定により検査が行われる場合は、自ら検査に立ち会い、又は代理人を検査に立ち会わせることができる。

第４章　検針及び使用量の算定

（検　針）
第 25 条　本市は、原則として使用者の属する検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ本市が定めた日に毎月１度検針を行う。
2　本市は、前項に定めるほか、次の各号に掲げる日に検針を行う。
（1）使用者が新たにガスの使用を開始した日
（2）第９条第２項から第４項の規定により解約等を行った日
（3）第 40 条第１項の規定によりガスの供給を停止した日
（4）第 41 条の規定によりガスの供給を再開した日
（5）ガスメーターを取り替えた日
3　本市は、使用者が新たにガスの使用を開始する場合で、使用開始日からその直後の定例検針日までの期間が３日（第４条第 24 号に規定する休日を除く。）以下の場合は、使用開始直後の定例検針を行わないことができる。
4　本市は、使用者が第９条第１項から第３項までの規定により解約する場合で、解約の期日直前の定例検針日から解約の期日までの期間が３日（第４条第 24 号に規定する休日を除く。）以下の場合は、解約の期日直前の定例検針を行わないか又は既に行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとすることができる。
5　本市は、第２項第３号に定める検針日から同項第４号に定める検針日までの期間が３日（第４条第 24 号に規定する休日を除く。）以下の場合は、行った検針のいずれも行わなかったものとすることができる。
6　本市は、使用者の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない場合、検針すべき日であっても検針しないことができる。

（計量の単位）
第 26 条　使用量の単位は、立方メートルとする。

２　検針は、小数点第１位以下の端数を読まない。
３　第 27 条第６項又は第９項の規定により使用量を算定した場合は、小数点第１位以下の端数を切り捨てる。

（使用量の算定）
第 27 条　本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定する。
２　本市は、使用者が不在等のため検針すべき日に検針できなかった場合は、次により使用量を算定する。
（１）検針できなかった料金算定期間（以下「推定料金算定期間」という。）の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量とする。
（２）前号の規定を適用した場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」という。）の使用量は、次の算式により算定する。

Ｖ２＝Ｍ２－Ｍ１－Ｖ１

（備　考）
Ｖ１＝推定料金算定期間の使用量
Ｖ２＝翌料金算定期間の使用量
Ｍ１＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値
Ｍ２＝翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

（３）前号の規定により算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量は次のアの算式で、推定料金算定期間の使用量は次のイの算式で算定した使用量に見直すものとする。
ア　Ｖ２＝（Ｍ２－Ｍ１）×１÷２（１立方メートル未満の端数は、切り上げる。）
イ　Ｖ１＝（Ｍ２－Ｍ１）－Ｖ２

（備　考）
Ｖ１＝推定料金算定期間の使用量
Ｖ２＝翌料金算定期間の使用量
Ｍ１＝推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値
Ｍ２＝翌料金算定期間終了日の検針におけるガスメーターの指示値

３　本市は、使用者が不在等のため検針できなかった場合で、その使用者の不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりとする。
（１）使用者が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときには、その月の使用量は０立方メートルとする。
（２）使用者の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められるときは、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量とする。
４　本市は、ガスの使用が可能となった日以後の最初の検針日に、使用者が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、０立方メートルとする。
５　本市は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、第２項から第４項に準じて算定する。ただし、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合は、第７項又は第８項に準じて使用量を算定し直すものとする。
６　本市は、ガスメーターの誤差が、計量法に定める使用公差を超えていることが判明した場合における使用量は、使用者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前３ヵ月分を超えない範囲内で、別表第４の算式により算定する。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定する。
７　本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失、その他の理由により使用量が不明の場合における使用量は、前３ヵ月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を考慮して、使用者と協議のうえ、算定する。
８　本市は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明の使用者が多数発生し、使用量算定のための使用者との協議が著しく困難な場合、その料金算定期間の使用量は、前項の基準により算定することができる。この場合において、本市は、使用者からの申し出があるときは、協議のうえ、改めて使用量を算定し直すものとする。
９　本市は、第 38 条第２項の規定による圧力のガスを供給した場合における使用量は、別表第５の算式により算定する。ただし、昇圧供給装置により供給する場合は、原則としてこの限りではない。

（使用量の通知）
第 28 条　本市は、前条の規定により使用量を算定した場合は、速やかにその使用量を使用者に通知する。

第５章　料　金　等

（料金の起算及び支払義務）
第 29 条　料金の算定は、ガスの使用が可能となった日（使用者の申込みにより、ガスメーターを開栓（検査等のために一時閉栓し、その後に開栓する場合は除く。）した日をいう。）から起算する。
２　料金の支払義務は、納入通知書の発行の日に発生する。
３　使用者は、料金を支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日（以下「支払期限日」という。）以内に支払うものとする。ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日まで支払期限日を延伸する。

（料金の算定等）
第 30 条　本市は、次の各号に定める額を使用者から料金として徴収する。
（１）支払義務発生の日の翌日から 20 日以内（以下「早収期間」という。）に支払うとき（支払義務発生の日の翌日から 20 日目が休日の場合は、その直後の休日でない日までに支払うとき）は、早収料金（第 28 条の規定により通知した使用量に基づき、別表第６の料金表を適用して算定したものをいい、消費税等相当額を含む金額をいう。以下同じ。）
（２）早収期間の経過後に支払うときは、早収料金を３パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含む金額をいう。）
２　本市は、第５項の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、１料金算定期間を「１ヵ月」として早収料金を算定する。
３　本市は、料金を口座振替により支払われる使用者で、本市の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降に使用者の預金口座から引き落とした場合、又は料金をクレジットカード払いにより支払われる使用者で、本市の都合により、料金を早収期間の最終日の翌日以降にクレジットカード会社から立替払いされた場合は、早収期間内に納入されたものとする。
４　本市は、使用者が第 13 条第１項ただし書の規定により１需要場所で２個以上のガスメーターを設置している場合において、使用者から申込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量を、ガスメーター１個の使用量とみなして算定したもの（消費税等相当額を含む金額をいう。）を料金として徴収する。
５　本市は、次の各号に規定する場合の料金算定期間の早収料金は、次項及び第７項の日割計算により算定する。ただし、本市の都合により料金算定期間の日数が 36 日以上になった場合は、この限りでない。
（１）定例検針日の翌日から次の定例検針日までの日数が 24 日以下又は 36 日以上となった場合
（２）使用者が新たにガスの使用を開始した場合
（３）第９条第２項、第３項及び第４項の規定により解約を行った場合
（４）第 40 条第１項の規定によりガスの供給を停止した場合（第 25 条第３項、第４項又は第５項の規定が適用された場合を除く。）
（５）第 41 条の規定によりガスの供給を再開した場合（第 25 条第３項、第４項又は第５項の規定が適用された場合を除く。）
（６）第 39 条第１項の規定によりガスの供給を１日を超えて中止し、又は使用者にガスの使用を中止させた場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合は、料金を徴収しない。
６　本市は、前項第１号から第５号までの規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第７による。
７　本市は、第５項第６号の規定により早収料金の日割計算を行う場合は、別表第８による。
８　本市は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）をあらかじめ使用者に通知し、使用者が料金を算定できるようにする。

（単位料金の調整）
第 31 条　本市は、毎月、次項第２号により算定した平均原料価格が次項第１号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第６の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定する。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６の２（２）のとおりとする。
（１）平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
　　調整単位料金（１立方メートル当たり）
　　＝基準単位料金＋0.080 円×原料価格変動額÷100 円×（１＋消費税率）
（２）平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
　　調整単位料金（１立方メートル当たり）
　　＝基準単位料金－0.080 円×原料価格変動額÷100 円×（１＋消費税率）
（備　考）
　上記（１）、（２）の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てる。
２　前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりとする。

（１）基準平均原料価格（トン当たり）
83,790 円
（２）平均原料価格（トン当たり）
別表第６の２（２）に定める各３ヵ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位とする。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位とする。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額とする。ただし、その金額が 134,060 円以上となった場合は、134,060 円とする。
（算　式）
平均原料価格
＝トン当たりＬＮＧ平均価格×0.9516＋トン当たりブタン平均価格×0.0407
（備　考）
トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局の掲示場に掲示する。
（３）原料価格変動額
次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額とする。
（算　式）
ア　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
イ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

（料金の精算等）
第 32 条　本市は、第 27 条第２項第３号の規定により推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金として既に徴収した金額と、推定料金算定期間の見直し後の料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計金額との差額を精算する。
２　本市は、料金として使用者から既に徴収した金額と第 27 条第６項から第８項までの規定により算定した使用量に基づいた料金の金額に過不足が生じた場合は、その差額を精算する。
３　本市は、法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が第３８条第１項に規定する標準熱量より２パーセントを超えて低い場合は、別表第９の算式により算定した金額（消費税等相当額を含む金額をいう。）をその月の料金から減じる。

（早収料金等の端数処理）
第 33 条　料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（料金の支払方法）
第 34 条　使用者は、料金については、口座振替、クレジットカード払い又は払込みのいずれかの方法により、毎月支払わなければならない。ただし、第 41 条第１号及び第２号に規定する料金の支払は、払込みの方法により支払わなければならない。
２　使用者が、料金を口座振替の方法で支払う場合は、次の各号に定めるところによる。
（１）使用者は、本市が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）に支払わなければならない。
（２）使用者は、本市所定の申込書又は指定金融機関所定の申込書により、あらかじめ本市又は指定金融機関に申し込まなければならない。
（３）料金の口座振替日は、本市が指定した日とする。
（４）使用者は、第２号により口座振替の申込みをした場合において、本市における当該口座振替への切り替えの手続が完了するまでの間は、料金を、既にガスを使用されている者は、申込み時点の支払い方法であるクレジットカード払い又は払込みの方法で、ガスを新たに使用しようとする者は払込みの方法で支払わなければならない。
３　使用者が、料金をクレジットカード払いの方法で支払う場合は、次の各号に定めるところによる。
（１）使用者は、本市が指定したクレジットカード会社との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立替えさせる方法により支払わなければならない。
（２）使用者は、本市所定の申込書又はクレジットカード会社所定の申込書により、あらかじめ本市又はクレジットカード会社に申し込まなければならない。
（３）クレジットカード会社から、本市に対する料金の立替払い日は、本市が指定した日とする。
（４）使用者は、第２号によりクレジットカード払いの申込みをした場合において、本市におけるクレジットカード払いへの切り替えの手続が完了するまでの間は、料金を、既にガスを使用されている者は、申込み時点の支払い方法である口座振替又は払込みの方法で、ガスを新たに使用しようとする者は払込みの方法で支払わなければならない。
４　使用者は、料金を払込みの方法で支払う場合は、本市で作成した納入通知書により、本市、指定金融機関又はコンビニエンスストア等に支払わなければならない。

5　本市は、使用者が第２項の規定により料金を口座振替の方法で支払う場合は、使用者の預金口座から引き落とされた日に、使用者が第３項の規定により料金をクレジットカード払いの方法で支払う場合は、クレジットカード会社から本市に立替払いがされた日に、使用者が前項の規定により指定金融機関又はコンビニエンスストア等に料金を払込みの方法で支払う場合は、その指定金融機関又はコンビニエンスストア等に払い込まれた日に、本市に対し支払われたものとする。

（遅収料金の徴収方法）
第 35 条　本市は、使用者から遅収料金を徴収する場合は、早収料金を支払期限日までに徴収し、これと遅収料金との差額（以下「遅収加算額」という。）を、翌月以降の料金に加算して徴収する。この場合において、遅収加算額は、加算して請求する料金と同時に徴収する。

（料金の支払順序）
第 36 条　使用者は、支払義務の発生した順序で料金を支払わなければならない。

（工事費、修繕費、検査料、その他の支払方法）
第 37 条　使用者は、工事費、供給施設の修繕費及び検査料その他代金を、原則として払込みの方法で、本市又は指定金融機関に支払わなければならない。

第６章　供　　給

（供給ガスの熱量等）
第 38 条　本市は、次の各号に掲げる熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」という。）のガスを供給する。なお、燃焼性とは、ガスの消費機器に対する適合性を示すもので別表第 10 に定めるウォッベ指数と燃焼速度との組み合わせによって決められるものである。供給ガスは、この燃焼性によって類別されている。
　本市の供給するガスの類別は、13Ａであるので、ガス器具は 13Ａと表示されている器具が適合する。
（１）熱　量　（ア）標準熱量　45 メガジュール
　　（イ）最低熱量　44 メガジュール
（２）圧　力　（ア）最高圧力　2.5 キロパスカル
　　（イ）最低圧力　1.0 キロパスカル
（３）燃焼性　（ア）最高燃焼速度　47
　　（イ）最低燃焼速度　35
　　（ウ）最高ウォッベ指数　57.8
　　（エ）最低ウォッベ指数　52.7
２　本市は、前項に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申込みがあった場合は、その使用者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することができる。
３　本市は、第１項に規定するガスの熱量等及び前項の規定により定めた圧力を維持できないため使用者が損害を受けた場合は、その損害の賠償の責任を負う。ただし、本市の責めに帰すべき理由以外の理由により使用者が損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。

（供給又は使用の制限等）
第 39 条　本市は、次の各号の一に該当する場合は、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者に使用の制限若しくは中止をさせることができる。
（１）災害及び感染症の流行等その他の不可抗力による場合
（２）ガス工作物に故障が生じた場合
（３）ガス工作物の修理その他工事施工のため必要がある場合
（４）法令の規定による場合
（５）ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第 45 条第１項及び第２項の処置をとる場合を含む。）
（６）その他保安上必要がある場合
２　本市は、前条第１項に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者にガスの使用の制限若しくは中止をさせる場合は、状況の許す限りその旨を報道機関その他適当な方法により使用者に周知するものとする。

（供給停止）
第 40 条　本市は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、ガスの供給を停止することができる。この場合において、本市が損害を受けたときは、原則として、使用者にその損害の賠償を請求する。
（１）支払期限日を経過しても料金の支払いがない場合

（２）本市との他の契約（既に消滅しているものを含む。）の料金について前号の事実が判明し、期日を定めての支払請求にもかかわらず、なお期日までに支払いがない場合
（３）この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を督促しても支払わない場合
（４）検針、検査、調査その他の業務の執行を正当な理由なくして拒み、又は妨害した場合
（５）ガスを不正に使用し、又は使用しようとしたことが明らかに認められる場合
（６）使用者が占有し、又は所有する土地に設置してある本市のガス工作物を故意に損傷し、又は亡失して本市に重大な損害を与えた場合
（７）第 45 条第６項又は第 46 条第４項の規定に違反した場合
（８）その他この供給約款に違反し、その旨を警告してもなお改めない場合
２　前項第１号、第２号及び第３号に規定する場合は、ガスの供給を停止する日の５日前までに予告する。

（供給停止の解除）
第 41 条　本市は、前条第１項の規定によりガスの供給を停止した場合において、使用者が次の各号の一に該当することを確認できた場合は、速やかにガスの供給を再開する。
（１）前条第１項第１号の規定による供給停止
　　支払期限日が到来した全ての料金を支払った場合
（２）前条第１項第２号の規定による供給停止
　　本市との他の契約（既に消滅しているものを含む。）の料金で、支払期限日が到来した全ての料金を支払った場合
（３）前条第１項第３号から第８号までの規定による供給停止
　　その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払いを要することとなった債務を支払った場合

（供給制限等の賠償）
第 42 条　本市は、第９条第４項、同条第５項、第 39 条第１項又は第 40 条第１項の規定により使用者が損害を受けた場合において、本市の責めに帰すべき理由がないときは、その損害の賠償の責任を負わない。

第７章　保　　安

（供給施設の保安責任）
第 43 条　本市は、法令の定めるところにより、供給施設の保安の責任を負う。ただし、使用者が、本市の責めに帰すべき理由以外の理由により損害を受けたときは、本市は、その損害の賠償の責任を負わない。
２　本市は、法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、使用者の承諾を得てその設置の日以降検査をし、検査の結果を速やかに使用者に通知する。

（周知及び調査義務）
第 44 条　本市は、使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、法令の定めるところにより、適宜必要な事項を報道機関を通じ、又は印刷物等を用いて使用者に周知するものとする。
２　本市は、法令で定めるところにより、消費機器について、使用者の承諾を得て法令で定めるそれぞれの技術上の基準に適合しているかどうかにつき調査する。
３　本市は、前項の調査の結果、その消費機器が法令で定める技術上の基準に適合していない場合は、その使用者に所要の措置及びその措置を講じなかった場合に生じる結果を通知する。
４　本市は、前項の通知に係る消費機器について、法令の定めるところにより再び調査する。

（保安措置）
第 45 条　使用者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにガスメーター（料金の算定の基礎とならないものを含む。）の入口のコックその他のコック及びガス栓を閉鎖して本市にその旨を通知しなければならない。
２　本市は、前項の通知を受けた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
３　本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合は、使用者に本市が知らせた方法で、中断の解除のための操作をしてもらうことがある。この場合において、供給又は使用の状態が旧に復さないときは、第１項の場合に準じて本市に通知しなければならない。
４　使用者は、第 43 条第２項及び第 44 条第３項の通知を受けた場合は、所要の措置を講じなければならない。
５　本市は、保安上必要と認める場合は、使用者の土地又は建物内に設置した供給施設及び消費機器に

ついて、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止させることができる。
6　使用者は、本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設及び第 38 条第１項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置してはならない。
7　使用者は、第 13 条第２項の規定により設置したガスメーターについて、検針及び検査、取替え等の維持管理が容易な状態に保持しておかなければならない。

（保安に対する使用者の義務）
第 46 条　使用者は、本市が法令の定めるところにより周知した事項を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用しなければならない。
2　使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置し、若しくは撤去する場合又はこれらの機器の使用を開始する場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
3　使用者は、圧縮ガス等を併用する場合は、本市が指定する場所に本市が認める安全装置を設置しなければならない。この場合、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えた額をいう。）は使用者が負担しなければならない。
4　使用者は、昇圧供給装置を使用する場合は、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次のすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用しなければならない。
（１）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）その他の関係法令に定めるものであること。
（２）当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
（３）第 38 条に規定する供給ガスに適合するものであること。
（４）高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
（５）本市で認めた安全装置を備えるものであること。

第８章　雑　　則

（使用場所への立入り）
第 47 条　本市は、次の業務の執行のため、使用者の承諾を得て職員を使用者の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がない限り立ち入ることを承諾しなければならない。
（１）検針
（２）検査及び調査のための業務
（３）本市の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する業務
（４）第９条第２項から第４項までの規定による解約に伴い、ガスの供給を終了させるための業務
（５）第 39 条又は第 40 条の規定による供給若しくは使用の制限等又は停止のための業務
（６）その他保安上必要な業務
2　前項の場合において、本市は、職員に所定の証明書を携帯させ、使用者の要求に応じてこれを提示させる。

（実施細目）
第４８条　この供給約款の実施に必要な細目的事項は、その都度使用者と本市との協議によるものとする。

附 則
（実施の期日）
この供給約款は、平成 14 年１月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 14 年７月 10 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 15 年１月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 15 年２月 25 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 15 年４月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 15 年９月 30 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 16 年１月１日から実施する。
（実施の期日）

この供給約款は、平成 16 年４月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 16 年７月９日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 16 年 11 月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 17 年８月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 18 年７月 15 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 19 年８月 10 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 19 年 10 月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 19 年 12 月 10 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 20 年８月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 20 年 10 月 31 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 20 年 12 月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 21 年８月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 22 年４月１日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 22 年 10 月５日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 22 年 11 月 10 日から実施する。
（実施の期日）
この供給約款は、平成 23 年９月 26 日から実施する。

（実施の期日）
１　この供給約款は、平成 23 年 10 月３日から実施する。
（経過措置）
２　ガスメーターの能力の表記に関する経過措置
　本市は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがある。
３　簡易ガス供給地区の熱量の変更に伴う措置
　仙台市簡易ガス供給約款（富谷ひより台団地（ただし、富谷町一ノ関字膸合山の地域を除く。）、富谷ニュータウン及び富谷町清水仲団地に係るものに限る。以下「簡易ガス約款」という。）に基づき簡易ガスの供給を受ける使用者が、当該簡易ガス供給地区の一般ガス供給地区への切り換えによりこの約款に基づくガスの供給を受けることとなる場合の料金等の取り扱いについては、次の各号に定める。
（１）本市は、簡易ガスの供給から一般ガスの供給へ切り換える日（以下「切換日」という。）に検針を行う。
（２）切換日直前の検針日の翌日から切換日までの料金及び切換日の翌日から切換日直後の検針日までの料金は、次のア及びイにより算出した額とし、合算して徴収する。
ア　切換日の直前の検針日の翌日から切換日までの期間に係る料金は、簡易ガス約款に基づき算定するものとする。
イ　切換日の翌日から切換日の直後の検針日までの期間に係る料金は、この約款に基づき算定するものとする。
（３）（２）の規定にかかわらず、切換日に使用者が不在の場合は、切換日の翌日から開栓日の前日までの料金については、これを徴収しないものとする。
４　簡易ガス供給地区の熱量の変更に伴う措置
　仙台市簡易ガス供給約款（富谷ひより台団地のうち、富谷町一ノ関字膸合山の一部に限る。以下「簡易ガス約款」という。）に基づき簡易ガスの供給を受ける使用者が、当該簡易ガス供給地区の一般ガス供給地区への切り換えによりこの約款に基づくガスの供給を受けることとなる場合の料金等の取り扱いについては、次の各号に定める。
（１）本市は、簡易ガスの供給から一般ガスの供給へ切り換える日（以下「切換日」という。）に検針を行う。

（２）切換日直前の検針日の翌日から切換日までの料金及び切換日の翌日から切換日直後の検針日までの料金は、次のア及びイにより算出した額とし、合算して徴収する。

ア　切換日の直前の検針日の翌日から切換日までの期間に係る料金は、簡易ガス約款に基づき算定するものとする。

イ　切換日の翌日から切換日の直後の検針日までの期間に係る料金は、この約款に基づき算定するものとする。

（３）（２）の規定にかかわらず、切換日に使用者が不在の場合は、切換日の翌日から開栓日の前日までの料金については、これを徴収しないものとする。

（実施の期日）

１　この供給約款は、平成 24 年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　本供給約款の実施に伴う切り替え措置

本市は、平成 24 年３月 31 日まで平成 23 年３月 23 日付けで東北経済産業局長の認可を受けた供給条件（以下「特別供給条件」という。）の適用があり、平成 24 年４月１日以降本供給約款が適用される使用者について、平成 24 年４月１日が含まれる料金算定期間の早収料金を、次の算式により算定する。

（算式）

早収料金＝特別供給条件適用期間の早収料金＋本供給約款適用期間の早収料金

特別供給条件適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝特別供給条件の基本料金×Ｄ１÷Ｄ＋特別供給条件適用後の平成 23 年 10 月から同年 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ１

本供給約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本供給約款の基本料金×Ｄ２÷Ｄ＋本供給約款第 31 条の規定により平成 23 年 11 月から平成 24 年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ２

（備　考）

Ｄ　＝料金算定期間の日数（ただし、第 30 条第５項の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下又は 36 日以上の場合は、基本料金按分の算定式のＤを 30 とする。）

Ｄ１＝Ｄのうち平成 24 年３月 31 日までの期間に属する日数

Ｄ２＝Ｄのうち平成 24 年４月１日以降の期間に属する日数

Ｖ　＝料金算定期間の使用量

Ｖ１＝特別供給条件適用期間の使用量

＝Ｖ×Ｄ１÷Ｄ（１立方メートル未満の端数切り捨て）

Ｖ２＝本供給約款適用期間の使用量

＝Ｖ－Ｖ１

適用する料金表は、特別供給条件適用期間の料金、本供給約款適用期間の料金とも使用量Ｖがそれぞれの適用区分のいずれに該当するかにより判定する。

（実施の期日）

１　この供給約款は、平成 24 年７月１日から実施する。

（経過措置）

２　本供給約款の実施に伴う切り替え措置

本市は、平成 24 年３月 31 日まで平成 23 年３月 23 日付けで東北経済産業局長の認可を受けた供給条件（以下「特別供給条件」という。）の適用があり、平成 24 年４月１日以降本供給約款が適用される使用者について、平成 24 年４月１日が含まれる料金算定期間の早収料金を、次の算式により算定する。

（算式）

早収料金＝特別供給条件適用期間の早収料金＋本供給約款適用期間の早収料金

特別供給条件適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝特別供給条件の基本料金×Ｄ１÷Ｄ＋特別供給条件適用後の平成 23 年 10 月から同年 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ１

本供給約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本供給約款の基本料金×Ｄ２÷Ｄ＋本供給約款第 31 条の規定により平成 23 年 11 月から平成 24 年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×Ｖ２

（備　考）

Ｄ　＝料金算定期間の日数（ただし、第 30 条第５項の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日以下又は 36 日以上の場合は、基本料金按分の算定式のＤを 30 とする。）

Ｄ１＝Ｄのうち平成 24 年３月 31 日までの期間に属する日数

Ｄ２＝Ｄのうち平成 24 年４月１日以降の期間に属する日数

Ｖ　＝料金算定期間の使用量

Ｖ１＝特別供給条件適用期間の使用量

＝Ｖ×Ｄ１÷Ｄ（１立方メートル未満の端数切り捨て）
Ｖ２＝本供給約款適用期間の使用量
＝Ｖ－Ｖ１
適用する料金表は、特別供給条件適用期間の料金、本供給約款適用期間の料金とも使用量Ｖがそれぞれの適用区分のいずれに該当するかにより判定する。

（実施の期日）
１　この供給約款は、平成 25 年７月１日から実施する。

（実施の期日）
１　この供給約款は、平成 26 年４月１日から実施する。

（経過措置）
２　平成 26 年３月 31 日以前から本供給約款に変更される前の仙台市ガス供給約款（以下「旧供給約款」という。）の適用があり、平成 26 年４月１日から平成 26 年４月 30 日の間に料金の支払を受ける権利が初めて確定されるものに係る料金については、旧供給約款により算定する。

３　本供給約款の規定にかかわらず、平成 25 年 10 月１日前に締結した工事等に係る契約に基づき、本供給約款の施行の日以後に当該契約に係る工事等が完了し、又は中止された場合は、当該工事に要する費用の額(平成 25 年 10 月１日以後に当該費用の額が増額された場合にあっては、当該増額される前の費用の額に相当する部分に限る。)については、旧供給約款により算定する。

（実施の期日）
１　この供給約款は、平成 26 年 11 月１日から実施する。

（実施の期日）
１　この供給約款は、平成 27 年１月５日から実施する。

別表第１　供給区域

仙台市　青葉区

	町　　名
	旭ケ丘一丁目、旭ケ丘二丁目、旭ケ丘三丁目、旭ケ丘四丁目 愛子中央一丁目、愛子中央二丁目、愛子中央四丁目、愛子中央五丁目、愛子中央六丁目 愛子中央三丁目 愛子東一丁目、愛子東二丁目、愛子東三丁目、愛子東四丁目、愛子東五丁目、 愛子東六丁目 荒巻本沢一丁目、荒巻本沢二丁目、荒巻本沢三丁目 一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目 五橋一丁目、五橋二丁目 大町一丁目、大町二丁目 小田原四丁目、小田原五丁目、小田原六丁目、小田原七丁目、小田原八丁目 落合一丁目、落合二丁目、落合三丁目、落合四丁目、落合五丁目、落合六丁目 折立二丁目、折立三丁目、折立四丁目、折立五丁目、折立六丁目 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である青葉西ネオポリスの供給地点を除く。） 折立一丁目 貝ケ森一丁目、貝ケ森二丁目、貝ケ森三丁目、貝ケ森四丁目、貝ケ森五丁目、 貝ケ森六丁目 花京院一丁目、花京院二丁目 柏木一丁目、柏木二丁目、柏木三丁目 片平一丁目、片平二丁目 上杉一丁目、上杉二丁目、上杉三丁目、上杉四丁目、上杉五丁目、上杉六丁目 川平一丁目、川平二丁目、川平三丁目、川平四丁目、川平五丁目 北根一丁目、北根二丁目、北根三丁目、北根四丁目 北山一丁目、北山二丁目、北山三丁目 木町通一丁目、木町通二丁目 国見一丁目、国見二丁目、国見三丁目、国見四丁目、国見五丁目、国見六丁目 国見ケ丘一丁目、国見ケ丘二丁目、国見ケ丘三丁目、国見ケ丘四丁目、 国見ケ丘五丁目、国見ケ丘六丁目、国見ケ丘七丁目 栗生一丁目、栗生二丁目、栗生三丁目、栗生四丁目、栗生五丁目、栗生六丁目、 栗生七丁目 国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目 小松島一丁目、小松島二丁目、小松島三丁目、小松島四丁目 米ケ袋一丁目、米ケ袋二丁目、米ケ袋三丁目

仙台市　青葉区

	町　　名
	鷺ケ森一丁目、鷺ケ森二丁目 桜ケ丘一丁目、桜ケ丘二丁目、桜ケ丘三丁目、桜ケ丘四丁目、桜ケ丘五丁目、 桜ケ丘六丁目、桜ケ丘七丁目、桜ケ丘八丁目、桜ケ丘九丁目 西花苑一丁目、西花苑二丁目 台原一丁目、台原二丁目、台原三丁目、台原四丁目、台原五丁目、台原六丁目、 台原七丁目 高野原一丁目、高野原二丁目、高野原三丁目、高野原四丁目 高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目 中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目 土樋一丁目 堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目 角五郎一丁目、角五郎二丁目 東照宮一丁目、東照宮二丁目 通町一丁目、通町二丁目 中江一丁目、中江二丁目 中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、中山五丁目、中山六丁目、 中山七丁目、中山八丁目、中山九丁目 中山台一丁目、中山台二丁目、中山台三丁目、中山台四丁目 中山吉成一丁目、中山吉成二丁目、中山吉成三丁目 錦町一丁目、錦町二丁目 八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、 八幡七丁目 東勝山一丁目、東勝山二丁目、東勝山三丁目 双葉ケ丘一丁目、双葉ケ丘二丁目 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目 水の森一丁目、水の森二丁目、水の森三丁目、水の森四丁目 南吉成一丁目、南吉成二丁目、南吉成三丁目、南吉成四丁目、南吉成五丁目、 南吉成六丁目、南吉成七丁目 宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目 吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目 吉成台一丁目、吉成台二丁目 青葉町、青葉山、あけぼの町、荒巻神明町、荒巻中央、梅田町、大手町、霊屋下、春日町、

仙台市　青葉区

	町　　名
	花壇、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、 川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、 川内澱橋通、菊田町、北根黒松、北目町、木町、小松島新堤、桜ケ岡公園、三条町、 子平町、昭和町、星陵町、台原森林公園、滝道、立町、千代田町、堤通雨宮町、中山台西、 新坂町、西勝山、支倉町、葉山町、広瀬町、福沢町、藤松、二日町、山手町、臨済院
荒巻	青葉、三居沢、仁田谷地
芋沢	大害、大竹新田、大竹新田下、黒森山の一部（東北自動車道東側）、権現森山の一部 （東北自動車道東側）、横前、吉成、吉成西の一部（東北自動車道東側）、吉成東、 吉成山の一部
上愛子	榎、街道、上町、北原、北原道上、屋敷前 （下記のうち国道 48 号の北側及び東側） 蛇台原、新宮前、樋田
郷六	石山、大霜、大森、久保、郷六上、郷六山、笹ノ上、庄子、舘、出戸、沼田、針金、宮、 屋敷、四ツ谷堀敷 （下記のうち東北自動車道の東側） 葛岡、葛岡下、龍沢
下愛子	神下、川辺、観音、窪、斉、清水端、立車、月橋、堤下、鶴、西風蕃山の一部、 二本松、畑合、廣間、町、棟林、本木、本木裏、本木前、横町前 （下記のうち国道 48 号の北側） 稲荷前、観音堂、松ノ木下、山岸
茂庭	小畑山、杉ノ沢、滝沢、立沢北、立沢南、綱木裏山、綱木東、綱木前山、寺下、松山、 湯ノ沢

仙台市　宮城野区

	町　　名
	安養寺一丁目、安養寺二丁目、安養寺三丁目 出花一丁目、出花二丁目、出花三丁目 岩切一丁目、岩切二丁目、岩切三丁目 岩切分台一丁目、岩切分台二丁目、岩切分台三丁目 扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、扇町四丁目、扇町五丁目、扇町六丁目、扇町七丁目 小田原一丁目、小田原二丁目、小田原三丁目 蒲生一丁目、蒲生二丁目 小鶴一丁目、小鶴二丁目、小鶴三丁目 五輪一丁目、五輪二丁目 幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目 栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目 清水沼一丁目、清水沼二丁目、清水沼三丁目 白鳥一丁目、白鳥二丁目 新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目 新田東一丁目、新田東二丁目、新田東三丁目、新田東四丁目、新田東五丁目 仙台港北一丁目、仙台港北二丁目 高砂一丁目、高砂二丁目 田子一丁目、田子二丁目、田子三丁目 田子西二丁目、田子西三丁目 館町一丁目、館町二丁目 榴岡一丁目、榴岡二丁目、榴岡三丁目、榴岡四丁目、榴岡五丁目 燕沢一丁目、燕沢二丁目、燕沢三丁目 燕沢東一丁目、燕沢東二丁目、燕沢東三丁目 鶴ケ谷一丁目、鶴ケ谷二丁目、鶴ケ谷三丁目、鶴ケ谷四丁目、鶴ケ谷五丁目、鶴ケ谷六丁目、鶴ケ谷七丁目、鶴ケ谷八丁目 鶴ケ谷北一丁目、鶴ケ谷北二丁目 鶴ケ谷東一丁目、鶴ケ谷東二丁目、鶴ケ谷東三丁目、鶴ケ谷東四丁目 鶴巻一丁目、鶴巻二丁目 中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目 苦竹一丁目、苦竹二丁目、苦竹三丁目、苦竹四丁目

仙台市　宮城野区

	町　　名
	萩野町一丁目、萩野町二丁目、萩野町三丁目、萩野町四丁目 原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、原町四丁目、原町五丁目、原町六丁目 東仙台一丁目、東仙台二丁目、東仙台三丁目、東仙台四丁目、東仙台五丁目、 東仙台六丁目、東仙台七丁目 日の出町一丁目、日の出町二丁目、日の出町三丁目 福田町一丁目、福田町二丁目、福田町三丁目、福田町四丁目 福田町南一丁目、福田町南二丁目 福室一丁目、福室二丁目、福室三丁目、福室四丁目、福室五丁目、福室六丁目、 福室七丁目 平成一丁目、平成二丁目 港一丁目、港二丁目、港三丁目、港四丁目 宮城野一丁目、宮城野二丁目、宮城野三丁目 宮千代一丁目、宮千代二丁目、宮千代三丁目 銀杏町、大梶、岡田西町、小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、 小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、蟹沢、車町、 自由ケ丘、仙石、高瀬町、榴ケ岡、鉄砲町、名掛丁、西宮城野、二十人町、二十人町通、 二の森、東宮城野、東六番丁、東七番丁、東八番丁、東九番丁、東十番丁、福住町、 枡江、松岡町、南目館、元寺小路
岩切	全　域（ただし、青麻沢、洞ケ沢を除く）
岡田	岡田前の一部、春日田、上岡田の一部、上高土手、北在家、北高屋敷、北帆海房、 久太郎東、久兵エ前、小広目、下高土手、大日前、寺袋前、道場前、八間谷地、前田、 南在家、南高屋敷、明神東 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である港南グリーンパークの供給地点を除く。） 寺袋浦
小鶴	全　域
田子	全　域
燕沢	全　域
鶴ケ谷	全　域
原町苦竹	全　域
福室	全　域
蒲生	荒田、石神、榎、榎下、荻袋、上蒲沼、北荒田、北上河原、北中河原、雑子袋、下蒲沼、 下袋、下屋倉、高原、塚田、中袋、鍋沼、鍋沼前、西屋敷添、二本木、二本木南、沼沢、 念仏田、原屋敷、東城道田、東屋敷添、袋西第一、町、南上河原、屋倉、屋敷、山神、 四ツ辺 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である港南グリーンパークの供給地点を除く。） 上屋倉、北城道田、北屋ケ城、中屋倉、南城道田、南屋ケ城
中野	阿弥陀堂、出花、出花西、牛小舎、大貝沼、上小袋田、柄越、北上、腰廻、四反田、 下小袋田、新田、神明、杉本、高橋前、高松、只屋敷、寺前、西原、沼頭、沼向、掃沼、 船入、柳原

仙台市　宮城野区

	町　　名
原町南目	町

仙台市　若林区

	町　　名
	五橋三丁目 今泉一丁目、今泉二丁目 沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、沖野五丁目、沖野六丁目、 沖野七丁目 卸町一丁目、卸町二丁目、卸町三丁目、卸町四丁目、卸町五丁目 卸町東一丁目、卸町東二丁目、卸町東三丁目、卸町東四丁目、卸町東五丁目 霞目一丁目、霞目二丁目 上飯田一丁目、上飯田二丁目、上飯田三丁目、上飯田四丁目 河原町一丁目、河原町二丁目 木ノ下一丁目、木ノ下二丁目、木ノ下三丁目、木ノ下四丁目、木ノ下五丁目 新寺一丁目、新寺二丁目、新寺三丁目、新寺四丁目、新寺五丁目 土樋一丁目 遠見塚一丁目、遠見塚二丁目、遠見塚三丁目 中倉一丁目、中倉二丁目、中倉三丁目 古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目 南小泉一丁目、南小泉二丁目、南小泉三丁目、南小泉四丁目 大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、大和町五丁目 連坊一丁目、連坊二丁目 若林一丁目、若林二丁目、若林三丁目、若林四丁目、若林五丁目、若林六丁目、 若林七丁目 荒町、石垣町、石名坂、一本杉町、裏柴田町、表柴田町、かすみ町、蒲町、穀町、 椌木通、五十人町、三百人町、清水小路、白萩町、志波町、新弓ノ町、畳屋丁、土樋、 鶴代町、遠見塚東、堰場、成田町、二軒茶屋、西新丁、八軒小路、東新丁、東七番丁、 東八番丁、東九番丁、舟丁、文化町、保春院前丁、南石切町、南鍛冶町、南材木町、 南染師町、元茶畑、弓ノ町、連坊小路、六郷、六十人町、六丁の目北町、六丁の目中町、 六丁の目西町、六丁の目東町、六丁の目南町、六丁の目元町
荒井	揚戸、揚場の一部、丑ノ頭、梅ノ木、上目南、遠藤、遠藤西、大場伝、御散田、押口、 神屋敷北、神屋敷西、川田の一部、沓形、小荒井東、新屋敷、十呂盤、十呂盤東、 高屋敷、中在家、畑中、初田、浜田西の一部、浜田東の一部、東の一部、広瀬、広瀬東、 広瀬前、福在家、札屋敷、平堀、堀口、堀添、舞台、南原田、矢取、矢取東の一部、 四ツ谷西の一部
飯田	河原
伊在	全域
今泉	久保田東、築道南

仙台市　若林区

	町　　名
沖野	高野、高野南、舘東、洞円寺
霞目	全　域
蒲町	全　域
上飯田	全　域
下飯田	築道、遠谷地
長喜城	全　域
南小泉	全　域
六丁目	全　域（ただし、南の一部を除く。）
日辺	沖田東の一部、高田

仙台市　太白区

	町　　名
	青山一丁目、青山二丁目 あすと長町一丁目、あすと長町二丁目、あすと長町三丁目、あすと長町四丁目 泉崎一丁目、泉崎二丁目 大野田一丁目、大野田二丁目、大野田三丁目 鈎取一丁目、鈎取二丁目、鈎取三丁目、鈎取四丁目 鈎取本町一丁目、鈎取本町二丁目 鹿野一丁目、鹿野二丁目、鹿野三丁目 上野山一丁目、上野山二丁目、上野山三丁目 郡山一丁目、郡山二丁目、郡山三丁目、郡山四丁目、郡山五丁目、郡山六丁目、 郡山七丁目、郡山八丁目 金剛沢一丁目、金剛沢二丁目、金剛沢三丁目 太白一丁目、太白二丁目、太白三丁目 土手内一丁目、土手内二丁目、土手内三丁目 富沢一丁目、富沢二丁目、富沢三丁目、富沢四丁目 富沢南一丁目、富沢南二丁目 中田一丁目、中田二丁目、中田三丁目、中田四丁目、中田五丁目、中田六丁目、 中田七丁目 長町一丁目、長町二丁目、長町三丁目、長町四丁目、長町五丁目、長町六丁目、 長町七丁目、長町八丁目 長町南一丁目、長町南二丁目、長町南三丁目、長町南四丁目 西多賀一丁目、西多賀二丁目、西多賀三丁目、西多賀四丁目、西多賀五丁目 西中田一丁目、西中田二丁目、西中田三丁目、西中田四丁目、西中田五丁目、 西中田六丁目、西中田七丁目 西の平一丁目、西の平二丁目 旗立一丁目、旗立二丁目、旗立三丁目 八本松一丁目、八本松二丁目 東郡山一丁目、東郡山二丁目 東中田一丁目、東中田二丁目、東中田三丁目、東中田四丁目、東中田五丁目、 東中田六丁目 人来田一丁目、人来田二丁目、人来田三丁目 袋原一丁目、袋原五丁目、袋原六丁目 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である信三東陽苑の供給地点を除く）

仙台市　太白区

	町　　名
	袋原二丁目の一部、袋原三丁目、袋原四丁目 三神峯一丁目、三神峯二丁目 緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目、緑ケ丘三丁目、緑ケ丘四丁目 向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目 茂ケ崎一丁目、茂ケ崎二丁目、茂ケ崎三丁目、茂ケ崎四丁目 茂庭台一丁目、茂庭台二丁目、茂庭台三丁目、茂庭台四丁目、茂庭台五丁目 八木山東一丁目、八木山東二丁目 八木山本町一丁目、八木山本町二丁目 八木山南一丁目、八木山南二丁目、八木山南三丁目、八木山南四丁目、 八木山南五丁目、八木山南六丁目 柳生一丁目、柳生二丁目、柳生三丁目、柳生四丁目、柳生五丁目、柳生六丁目、 柳生七丁目 芦の口、大塒町、大谷地、鹿野本町、恵和町、越路、桜木町、佐保山の一部、諏訪町、 砂押町、砂押南町、太子堂、長嶺、日本平、根岸町、萩ケ丘、羽黒台、東大野田、 ひより台、二ツ沢、松が丘、御堂平、南大野田、門前町、八木山香澄町、八木山松波町、 八木山緑町、八木山弥生町、山田上ノ台町、山田北前町、山田自由ケ丘、山田新町、 山田本町、若葉町
大野田	全　域
鈎取	青木塒、一本杉、新田町、西根添、東根添、町、向原前、谷地田
郡山	全　域（ただし、新新田西、新新田東を除く。）
四郎丸	大宮、岡谷地、落合、桜木、昭和上、昭和裏、昭和北、昭和中、昭和前、新田、神明、 田中、地蔵前、戸ノ内、土浮、浜堀、原東、吹上、弁天、前、芳塚、渡道
富沢	川前、川前浦、川前東、金剛沢、下ノ内、下ノ内浦、下ノ内前、外河原、多賀社前、舘、 舘東、寺城、中河原、堀ノ内、前小路、松山、宮崎、山口
中田町	荒屋敷、後河原、鎌ケ淵、北、境、清水、神明東、杉ノ下、千刈田、寺浦、二軒橋、東、 法地北、法地南、前沖北 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群である仙台市中田前沖団地の供給地点を除く。） 前沖
長町	全　域
袋原	内手、小平、小原、堰場、平、台、畑中、平淵
茂庭	上ノ原山、生出前、生出森東の一部（東北自動車道の東側）、大堤、坂ノ下、佐保山北、 立石、梨野中、梨野西、梨野東、沼原、人来田中、人来田東、人来田山、馬越石、嶺山、 矢倉木 （下記のうち簡易ガス事業の供給地点群であるリバースタウン榎平の供給地点を除く。） 人来田西
柳生	全　域

仙台市　太白区

	町　　名
山田	岩崎、欠ノ上前、新田堀下中の一部、清太原、竹ノ内前の一部、田中前、汚田通、根岸前

仙台市　泉区

	町　　名
	明石南一丁目、明石南二丁目、明石南三丁目、明石南四丁目、明石南五丁目、 明石南六丁目 明通一丁目、明通二丁目、明通三丁目、明通四丁目 旭丘堤一丁目、旭丘堤二丁目 泉ケ丘一丁目、泉ケ丘二丁目、泉ケ丘三丁目、泉ケ丘四丁目、泉ケ丘五丁目 泉中央一丁目、泉中央二丁目、泉中央三丁目、泉中央四丁目 大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目 桂一丁目、桂二丁目、桂三丁目、桂四丁目 上谷刈一丁目、上谷刈二丁目、上谷刈三丁目、上谷刈四丁目、上谷刈五丁目、 上谷刈六丁目 加茂一丁目、加茂二丁目、加茂三丁目、加茂四丁目、加茂五丁目 北中山一丁目、北中山二丁目、北中山三丁目、北中山四丁目 黒松一丁目、黒松二丁目、黒松三丁目 向陽台一丁目、向陽台二丁目、向陽台三丁目、向陽台四丁目、向陽台五丁目 将監一丁目、将監二丁目、将監三丁目、将監四丁目、将監五丁目、将監六丁目、 将監七丁目、将監八丁目、将監九丁目、将監十丁目、将監十一丁目、将監十二丁目、 将監十三丁目 将監殿一丁目、将監殿二丁目、将監殿三丁目、将監殿四丁目、将監殿五丁目 松陵一丁目、松陵二丁目、松陵三丁目、松陵四丁目、松陵五丁目 住吉台西一丁目、住吉台西二丁目、住吉台西三丁目、住吉台西四丁目 住吉台東一丁目、住吉台東二丁目、住吉台東三丁目、住吉台東四丁目、住吉台東五丁目 高森一丁目、高森二丁目、高森三丁目、高森四丁目、高森五丁目、高森六丁目、 高森七丁目、高森八丁目 長命ケ丘一丁目、長命ケ丘二丁目、長命ケ丘三丁目、長命ケ丘四丁目、長命ケ丘五丁目、 長命ケ丘六丁目 鶴が丘一丁目、鶴が丘二丁目、鶴が丘三丁目、鶴が丘四丁目 寺岡一丁目、寺岡二丁目、寺岡三丁目、寺岡四丁目、寺岡五丁目、寺岡六丁目 天神沢一丁目、天神沢二丁目 南光台一丁目、南光台二丁目、南光台三丁目、南光台四丁目、南光台五丁目、 南光台六丁目、南光台七丁目 南光台東一丁目、南光台東二丁目、南光台東三丁目 南光台南一丁目、南光台南二丁目、南光台南三丁目

仙台市　泉区

	町　　名
	虹の丘一丁目、虹の丘二丁目、虹の丘三丁目、虹の丘四丁目 南中山一丁目、南中山二丁目、南中山三丁目、南中山四丁目、南中山五丁目、 南中山六丁目 紫山一丁目、紫山二丁目、紫山三丁目、紫山四丁目、紫山五丁目 八乙女一丁目、八乙女二丁目、八乙女三丁目、八乙女四丁目 八乙女中央一丁目、八乙女中央二丁目、八乙女中央三丁目、八乙女中央四丁目、 八乙女中央五丁目 館一丁目、館二丁目、館三丁目、館四丁目、館五丁目、館六丁目、館七丁目 山の寺一丁目、山の寺二丁目、山の寺三丁目 泉中央南、永和台、北高森、高玉町、長命ケ丘東、東黒松、歩坂町、本田町、みずほ台、 友愛町
市名坂	阿久土、油田、石止、御釜田、岡本、沖、鹿島、窪田、黒木川原、小柳、清水端、 新門前、砂押、善正寺、高倉、高島、高玉、高玉川原、竹内、寺下、天神沢、鳥井原、 堂林、中川原、中原、中道、楢町、新道、西裏、野蔵、野添、萩清水、原田、東裏、 古川、前沖、町、万吉前、南前、明神、本町、本屋敷、谷地、柳清水、山岸
小角	芦沢、窪上、杉下、杉下前、館前、大満寺、白山、原前、日陰
上谷刈	赤坂、大平東、上鶴巻、窪、小堤、古堤、小梨沢、三平、三平東、下鶴巻、治郎兵衛下、 館、長命、長命岫、長命東、塚、堤下、遠聖堂、鳥谷、中沢、沼、沼下、羽黒山、橋元、 原、平田、松林東、丸太、丸太道添、丸山、道北、宮林後、向河原、向原、山添 （下記のうち県道根白石塩釜線の北側） 松林
実沢	小豆嶋五百刈、小豆嶋屋敷、居久根山、石保、男生山、釜ケ沢前沢、釜ケ沢山、釜淵、 勘太山、菅野屋敷、橘川屋敷、木村持山堤下、新松山、関場上、高城、立田荒谷地、 立田新屋敷、立田原、立田銘、立田屋敷、立田山、館後、館沢堤下、伝城上、伝城下、 飛観音、戸平、道祖神、中山北、中山南、西山、二ノ関下上、二ノ関下河原一番、 二ノ関下河原二番、二ノ関西、二ノ関屋敷、萩屋敷、畑中、番堂山、広畑、樋渡、細椚、 細椚向芦沢、細椚向下、向山、茂倉山、森子田、八乙女、八乙女魚留、八乙女鬼田、 八乙女出戸、八乙女札原下、八乙女前屋敷、八乙女屋敷
七北田	赤生津、大沢、大沢明通、大沢大谷、大沢柏、大沢上蛇石、大沢上前、大沢木戸、 大沢黒崎、大沢小松、大沢境、大沢大ケ沢、大沢銅谷、大沢殿、大沢中沢、大沢日焼、 大沢丸山、大沢向原、大沢杢田、駕籠沢、欠下、郷北沢、境、笹、白水沢、新田、菅間、 菅間官林、杉ノ田、堰、高柳、滝原、田中、堤、寺沢、七ツ沼、新道、念仏、野山、 東裏、日野、町、道、八乙女、柳 （下記のうち国道４号仙台バイパスの西側） 二本柳、古内、古川、朴木沢、山ノ寺
西田中	稲荷沢、稲荷沢東、大堤、大堤前、加賀屋敷、上河原、上河原北、上河原西、上道下、 上道下中、上道下西、萱場、萱場向、北屋敷、小倉、小倉中、小倉山、小坂、才ノ前、 沢ノ口、清水沢、堰下、露払堤下、露払西、露払屋敷、中屋敷、中屋敷西、並木、 並木南、根添、萩坂、萩坂前、萩坂前上、松下、道合、道下、三森山、山崎南
根白石	青笹山の一部、荒田、石倉山の一部、銅谷、銅谷堤下、銅谷的場、銅谷明神下の一部、 銅谷屋敷、銅谷山の一部、原田、紫山
野村	愛宕、鐙坂、石保、板川、一本杉、上台、上台前、大涛、桂島、桂島東、川ノ上、源吉、

仙台市　泉区

	町　　名
	小菅西、小菅東、小菅山、駒女沢、才兵衛、坂下、作蔵、沢目、下西河原、新桂島前、新田、新平山、新平山後、菅間前、千刈田、高森、立田原、太斉山、堤下、天皇、天皇前、東原前、東原屋敷、筒岨、筒岨中、筒岨東、筒岨前、中河原、中原、名代、西坂、西原、西原沢、仁平、登田、萩塚、八幡前、林田、原田、馬場屋敷、東河原、吹附、二重袋、二重袋前、舞台、弁天、松林、丸山、明神後、明神前、本七北田、守、門前、谷地、山下、山寺 （下記のうち県道根白石塩釜線の北側） 内林、上野、東原東
古　　内	畑沢
松　　森	阿賀途、赤沼、戌亥沢、岩久保、後沢、後田、内町、浦田、岡本前、鹿島、上河原、河原、小迫、斉兵衛、坂下、刺松、沢目、下町、下河原、新庄、新田、陣ケ原、住吉、関場、堰堀、太子堂、田中、台、台谷地、堤下、中河原、中道、長岫、西沢、鼠堂、野々免、八合の一部、東沢、不動、歩坂、仏沢、本田、前ケ沢、前田、前沼、松木沢、茗茄沢、明神、八沢 （下記のうち県道泉塩釜線の北側） 陣ケ前の一部 （下記のうち県道泉塩釜線の南側で、市道宝堰前沼線の西側及び市道東仙台泉線の東側を除く。） 城前の一部 （下記のうち七北田川の北側） 館の一部

多賀城市

	町　　名
	浮島一丁目、浮島二丁目
	大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目
	笠神二丁目、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目 笠神一丁目の一部（３番・１４番・１５番・１６番を除く）
	下馬一丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目 下馬二丁目の一部（１１番と１２番を除く）
	栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目
	桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目
	城南一丁目、城南二丁目
	高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目
	高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目
	中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目
	鶴ケ谷一丁目、鶴ケ谷二丁目、鶴ケ谷三丁目
	伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目
	留ケ谷一丁目、留ケ谷三丁目
	東田中一丁目、東田中二丁目
	町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目
	丸山一丁目、丸山二丁目
	宮内一丁目、宮内二丁目
	明月一丁目、明月二丁目
	八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目
市　　川	多賀前
岩　　切	昭和、分台
浮　　島	沢前、宮前
山　　王	北寿福寺、毛上、三千刈、山王一区、山王五区、千刈田、西町浦、南寿福寺 （下記のうちＪＲ東北本線の北側） 掃下し、東町浦
高　　崎	全　域
中　　野	上小袋田、沼頭、沼向
高　　橋	全　域
南　　宮	一里塚、伊勢、浦山、上南宮、毛上、庚申、山王谷地、八幡、町、道下
新　　田	後、上、上河原、北、北安楽寺、北熊ノ田、北関合、下、下河原、下川前、新後、中、西、西後、初向、袋、古川、堀西、南安楽寺、南関合、六歳

多賀城市

	町　　名
東　田　中	全　域
八　　幡	全　域

名取市

	町　　名
	愛の杜一丁目、愛の杜二丁目 飯野坂七丁目 大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、 大手町六丁目 小山一丁目、小山二丁目、小山三丁目 相互台一丁目、相互台二丁目、相互台三丁目、相互台四丁目 相互台東一丁目、相互台東二丁目 那智が丘一丁目、那智が丘二丁目、那智が丘三丁目、那智が丘四丁目、 那智が丘五丁目 名取が丘一丁目、名取が丘二丁目、名取が丘三丁目、名取が丘四丁目、 名取が丘五丁目、名取が丘六丁目 箱塚一丁目、箱塚二丁目 みどり台一丁目、みどり台二丁目、みどり台三丁目 ゆりが丘一丁目、ゆりが丘二丁目、ゆりが丘三丁目、ゆりが丘四丁目、 ゆりが丘五丁目
上　余　田	西田
高舘熊野堂	飛鳥、飛鳥西、石畑山、岩口上、岩口下、岩口中、岩口南、大沢、大沢後山、大沢中、大沢前山、大原山、小畑山、上棟沢、五反田、五反田山、棟、棟沢下山、大門山、堀切山、谷地前西、余方上、余方上西、余方上東、余方川端、余方下、余方下東、余方中、余方中西、余方中東
田　　高	清水、神明、原 （下記のうち東北本線の西側） 南
手　倉　田	諏訪、堰根、箱塚屋敷、八幡、山
愛島小豆島	五郎市、末無窪、長坂、塗屋、東後谷地
愛島笠島	泉、後谷地、北台、西小泉、野田、東小泉、東台、北東宮下、南台
愛島塩手	下田、西野田、野田、野田山、東野田、前野田

利府町

	町　　名
	青葉台一丁目、青葉台二丁目、青葉台三丁目 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目 しらかし台一丁目、しらかし台二丁目、しらかし台三丁目、しらかし台四丁目、 しらかし台五丁目、しらかし台六丁目 菅谷台一丁目、菅谷台二丁目、菅谷台三丁目、菅谷台四丁目 中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目 花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目 沢乙東、皆の丘
飯土井	全　域
利府	全　域
加瀬	河原、新河原、新前谷地、新町頭、新南浦、並松、町、町頭
神谷沢	赤坂、後沢、金沢、北沢の一部、化粧坂、新江渕、新日向前、新宮ケ崎、新宮本、 新横枕、舘ノ内、塚元、長田、広畑の一部、南沢
沢乙	石橋、大沢西、大沢東、欠下北、欠下東、欠下南、北橋、熊野堂、玄破沢、新北橋、 深山、深山前、高島下、高島前、館ケ沢、寺下、西沢北、西沢南、前田、向山、山岸、 山岸前 （下記のうち利府軽工業住宅団地の部分） 唄沢、白石沢
菅谷	赤萱、赤坂、穴ケ沢、石場、榎、女ケ沢、上樋の口、孝行松、孝行松下、桟敷、産野原、 下樋の口、鐘撞堂、新笠菅沢、新川崎、新熊の前、新産野原、新洞風、新馬場崎前、 定ケ沢、滝ノ沢、館、寺ノ沢、西浦、西笠菅沢、西天神、馬場崎、東浦、東天神、廻、 南熊ノ前、南馬場崎、明神沢、山苗代
森郷	石田、一里塚、内ノ目北の一部、内ノ目南の一部、川袋、川向、行屋、新川向、 新太子堂、新柱田、新町浦、諏訪前、関根、塚崎、仲町浦、柱田、蓮沼、堀川、町、 町頭、間々合、山中、柚ノ木

富谷町

	町　　名
	明石台一丁目、明石台二丁目、明石台三丁目、明石台四丁目、明石台五丁目、 明石台六丁目、明石台七丁目、明石台八丁目 大清水一丁目、大清水二丁目 上桜木一丁目、上桜木二丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目 成田一丁目、成田二丁目、成田三丁目、成田四丁目、成田五丁目、成田六丁目、 成田七丁目、成田八丁目、成田九丁目 東向陽台一丁目、東向陽台二丁目、東向陽台三丁目 ひより台一丁目、ひより台二丁目 杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目
明　　石	上犬ケ沢、上桜ノ木、上向田、下犬ケ沢、下折元、下桜ノ木、下寺前、下向田、杉ノ入、 玉抜、原川戸、祭田、宮前
一　ノ　関	（下記のうち富谷町スポーツセンターの部分） 臙合山
富　　谷	熊谷下、清水仲 （下記のうち国道４号の西側） 明坂、源内

大和町

	町　　名
	杜の丘一丁目、杜の丘二丁目、杜の丘三丁目 学苑の一部、テクノヒルズ

大衡村

	町　　名
	松の平二丁目

別表第２　本支管工事費の本市負担額

１　ガスメーターの能力別本市負担額

設置するメーターの能力	ガスメーター１個につき本市が負担する金額
２．５立方メートル毎時以下	１４８，５００円
４立方メートル毎時	２３７，６００
６	３５６，４００
１０	５９４，０００
１６	９５０，４００
２５	１，４８５，０００
４０	２，３７６，０００
６５	３，８６１，０００
１００	５，９４０，０００

２　上記以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーターの能力１立方メートル毎時につき 59,400 円の割合で算定した金額とする。

別表第３　本支管及び整圧器

	口径
本支管	５０ミリメートル以上　３００ミリメートル以下 （ただし、最高使用圧力が０．１MPa 以上の導管を用いる場合には、口径１００ミリメートル以上とする。）
整圧器	２５ミリメートル以上　２００ミリメートル以下

別表第４　ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

１　速動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

２　遅動の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備　考）

Ｖ は、第 27 条第６項の規定により算定する使用量

V_1は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターの読みによる使用量

Ａ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第５　最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

（備　考）

Ｖ は、第 27 条第９項の規定により算定する使用量

Ｐ は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V_1は、ガスメーターの読みによる使用量

別表第６　適用する料金表

１　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用する。

料金表Ｂ　使用量が 20 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合に適用する。

料金表Ｃ　使用量が 100 立方メートルを超え、300 立方メートルまでの場合に適用する。

料金表Ｄ　使用量が 300 立方メートルを超える場合に適用する。

２　早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計とする。従量料金は、基準単位料金又は第３１条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

（２）調整単位料金の適用基準は、次のとおりとする。

ア　料金算定期間の末日が１月１日から１月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

イ　料金算定期間の末日が２月１日から２月 28 日（うるう年は２月 29 日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ウ　料金算定期間の末日が３月１日から３月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

エ　料金算定期間の末日が４月１日から４月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

オ　料金算定期間の末日が５月１日から５月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用す

る。

カ　料金算定期間の末日が６月１日から６月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

キ　料金算定期間の末日が７月１日から７月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ク　料金算定期間の末日が８月１日から８月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

ケ　料金算定期間の末日が９月１日から９月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

コ　料金算定期間の末日が 10 月１日から 10 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

サ　料金算定期間の末日が 11 月１日から 11 月 30 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

シ　料金算定期間の末日が 12 月１日から 12 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用する。

（３）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定する。（１円未満の端数切り捨て。）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

3　料金表Ａ（消費税等相当額を含む。）

（１）基本料金

１ヵ月及びガスメーター１個につき	６３６．１２円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	１８８．６４円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに第 31 条の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とする。

4　料金表Ｂ（消費税等相当額を含む。）

（１）基本料金

１ヵ月及びガスメーター１個につき	７５６．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	１８２．６４円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに第 31 条の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とする。

5　料金表Ｃ（消費税等相当額を含む。）

（１）基本料金

１ヵ月及びガスメーター１個につき	９７２．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	１８０．５０円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに第 31 条の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とする。

6　料金表Ｄ（消費税等相当額を含む。）

（１）基本料金

１ヵ月及びガスメーター１個につき	２，４８４．００円

（２）基準単位料金

１立方メートルにつき	１７５．４６円

（３）調整単位料金

（２）の基準単位料金をもとに第 31 条の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金とする。

別表第７　早収料金の日割計算（１）

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。なお、別表第６を適用する場合、料金表Ａ、料金表Ｂ、料金表Ｃ又は料金表Ｄの適用区分は、料金算定期間の使用量に３０を乗じ、次の日割計算日数で除した１ヵ月換算使用量による。

（１）日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数÷30

（備　考）

ア　基本料金は、別表第６の料金表における基本料金

イ　日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、第 30 条第５項第２号から第５号までの場合において料金算定期間の日数が 31 日以上 35 日までのときは３０

ウ　計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における基準単位料金又は第 31 条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６における適用基準と同様とする。

別表第８　早収料金の日割計算（２）

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。なお、別表第６を適用する場合、料金表Ａ、料金表Ｂ、料金表Ｃ又は料金表Ｄの適用区分は、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した１ヵ月換算使用量による。

（１）日割計算後基本料金

基本料金×（30－供給中止期間の日数）÷30

（備　考）

ア　基本料金は、別表第６の料金表における基本料金

イ　供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30

ウ　計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

（２）従量料金

別表第６の料金表における基準単位料金又は第 31 条の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定する。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第６における適用基準と同様とする。

別表第９　標準熱量より２パーセントを超えて低い場合において料金から減額する金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

（備　考）

Ｄは、第 32 条第３項の規定により算定する金額

Ｆは、第 30 条の規定により算定した従量料金

Ｃは、第 38 条第１項に規定する標準熱量

Ａは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

別表第 10　燃焼速度・ウォッベ指数

（1）燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいう。

［算式］

$$MCP = \Sigma(Si\,fi\,Ai) \div \Sigma(fi\,Ai) \times (1-K)$$

MCPは、燃焼速度

Siは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

fiは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

Aiは、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\Sigma Ai}{\Sigma(\alpha i\,Ai)} \left\{ \frac{2.5\,CO_2 + N_2 - 3.77\,O_2}{100 - 4.77\,O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77\,O_2}{100 - 4.77\,O_2} \right]^2 \right\}$$

αiは、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO_2は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水　素	一酸化炭　素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
Ｓｉ	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
ｆｉ	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
αｉ	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

（2）ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいう。

［算式］

$$WI = H \div \sqrt{a}$$

ＷＩ　＝　ウォッベ指数

ａ　＝　ガスの空気に対する比重

Ｈ　＝　単位当たりのガスの熱量

（3）燃焼性の類別は、燃焼速度、ウォッベ指数により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりとする。

燃焼性の類別	ガス グループ	ウォッベ指数（ＷＩ）		燃焼速度（ＭＣＰ）	
		最小値	最大値	最小値	最大値
１３Ａ	１３Ａ	52.7	57.8	35	47
１２Ａ	１２Ａ	49.2	53.8	34	47
６Ａ	６Ａ	24.5	28.2	34	45
５Ｃ	５Ｃ	21.4	24.7	42	68
６Ｂ	Ｌ１	24.9	28.7	42.5	62
６Ｃ		23.7	27.4	42.5	71
７Ｃ		25.7	28.9	47	78
５Ａ	Ｌ２	19.6	22.6	32	52.5
５Ｂ		19.4	22.4	36	54
５ＡＮ		19.0	20.8	29	43
４Ａ	Ｌ３	16.2	18.0	35	51
４Ｂ		16.2	18.2	37	62
４Ｃ		16.5	18.6	40	64